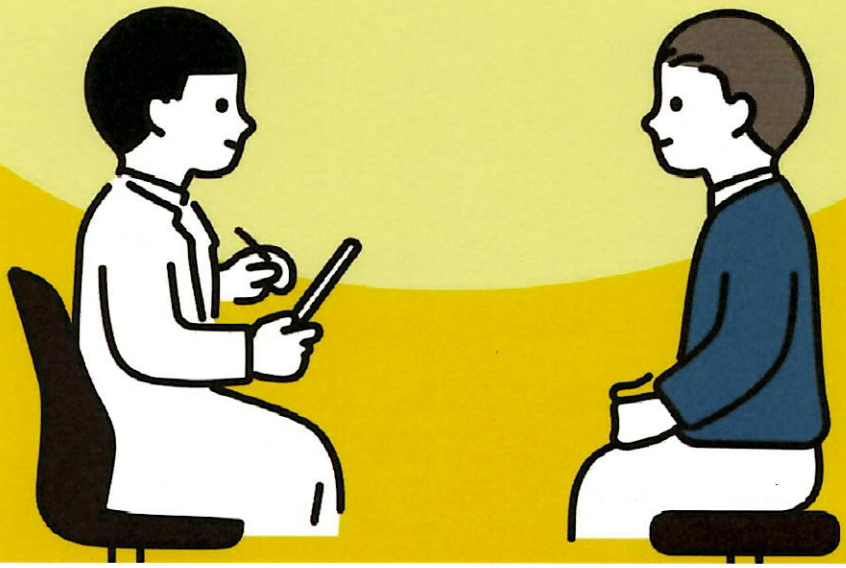


リフィル処方箋
いかがですか



リフィル処方箋とは？

症状が安定している患者さまが
1回の処方で、最大3回まで繰り返して
薬局での調剤を受けられる処方箋です

当院では、患者さまの状態に応じて
長期処方・リフィル処方箋に対応できます

- 医師が患者の病状等を踏まえ、リフィル処方箋の可否を判断します
- リフィル処方箋を発行できない医薬品もあります
- リフィル処方箋の有効期間内であっても、体調が優れない場合は医療機関を受診ください

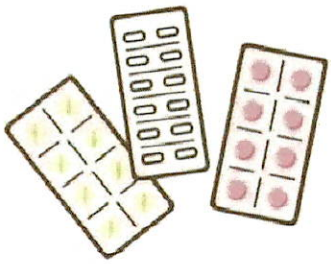
ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

長期処方・リフィル処方せんについて
当院からのお知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

- **<u>28日以上の長期の処方を行うこと</u>**
- **<u>リフィル処方せんを発行すること</u>**

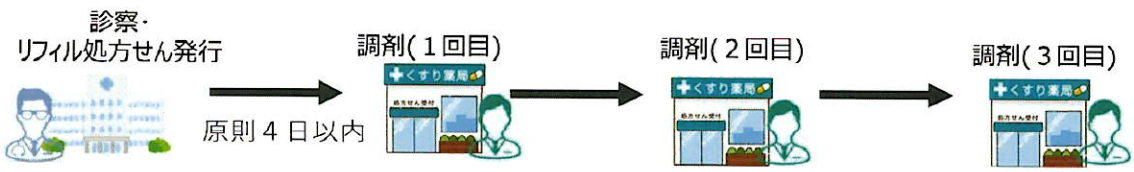
のいずれの対応も可能です。



※　なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が
対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

リフィル処方せんとは？

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方せんです。



同一保険薬局で継続して調剤を受けることが出来ない場合は、前回調剤された薬局にもご相談ください

リフィル処方せんの留意点

i. 医師が患者の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。（最大３回まで）
ii. 投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤（一部を除く）は、リフィル処方ができません。
iii. 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
iv. 薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。また、患者が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
v. 患者の体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。